

## 球磨村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本業務は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定作業や、同計画に基づく取組の企画・実行・評価・改善（以下「カーボン・マネジメント」という。）のための体制整備・強化に向けた調査・検討を行い、低炭素社会に資することを目的とする。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 委託業務名

球磨村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「球磨村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定業務委託仕様書」の通り

#### (3) 委託期間

委託契約締結の翌日から平成 31 年 2 月 8 日

#### (4) 履行場所

球磨村役場、球磨村内各所、委託先企業内

#### (5) 事業費限度額

9,972,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、見積書の金額が事業費限度額を超過した場合は失格とする。

#### (6) 契約方式

プロポーザルにより選定した事業者を相手方とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約とする。

#### (7) 特記事項

本業務は、平成 30 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）を利用して行うものである。このため、当該補助申請が採択されない場合は、本業務の発注を中止する。

また、業務の発注が中止された場合であっても、発注者は、本プロポーザルに参加した者が本プロポーザルのために要した経費を補償しない。

### 3 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

#### 4 参加資格

参加資格は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていない者
- (3) 租税を完納している者
- (4) 本村から指名停止の措置を受けていない者
- (5) 球磨村公共工事関係業務委託契約約款（平成 23 年球磨村告示第 74 号）第 43 条第 1 項第 6 号のアからオに該当しないこと。
- (6) 本業務を一括再委託しない者
- (7) 国（独立行政法人等を含む。）・地方自治体又は国・地方自治体から委託された企業等から受注した再生可能エネルギー又は省エネルギーの導入調査及び計画策定に関する業務実績を過去 2 年間に 3 件以上有していること
- (8) 熊本県内に本店または支店があり、球磨村で行ううち合わせ等に出席できること
- (9) 当該業務を遂行できる能力を有する担当者を配置し、当該業務を行うための実施体制を構築していること

#### 5 スケジュール

公募開始	平成 30 年 7 月 30 日（月）
質問受付期限	平成 30 年 8 月 2 日（木）
質問に対する回答	平成 30 年 8 月 7 日（火）
参加申込受付期限	平成 30 年 8 月 9 日（木）
企画提案書等提出期限	平成 30 年 8 月 13 日（月）
プレゼンテーション	平成 30 年 8 月 17 日（金）午前中
結果通知	平成 30 年 8 月 21 日（火）

※上記日程は変更する場合があります。変更する場合は、事前に連絡します。

#### 6 質問の受付及び回答

このプロポーザルに関する質問の受付及び回答の方法は、次のとおりとする。

##### (1) 質問の受付

###### ア 受付期限

平成 30 年 8 月 2 日（木）午後 5 時まで（必着）

###### イ 提出方法

電子メールにてメール本文に質問内容を記載し（ファイル添付は受け付けない）提出すること。メール標題は「質問：球磨村地球温暖化対策プロポーザル」とし、必ず

電話にて受理の確認をすること。

ウ 提出先

球磨村役場企画振興課（以下「主管課」という。） [kikaku@kuma.kumamoto.jp](mailto:kikaku@kuma.kumamoto.jp)

(2) 質問の回答

受け付けた質問に対する回答は、平成 30 年 8 月 7 日（火）までに質問者に対して電子メールにて回答する。

7 参加申込書の提出

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）： 1 部

イ 会社概要（様式第 2 号）： 1 部

ウ 実績調書（様式第 3 号）： 1 部

エ その他添付書類： 各 1 部

（ア） 商業登記簿謄本（原本）3 箇月以内に発行されたもの

（イ） 印鑑証明書（原本）

（ウ） 決算書（財務諸表等）直近 3 年分

（エ） 国税及び県税並びに市町村税に未納がないことの証明書

（オ） 実績調書に記載された業務の契約書（写し）

(2) 提出期限

平成 30 年 8 月 9 日（木）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出場所

主管課

(4) 提出方法

郵送のみの受け付けとし、持参は認めない。郵送の際は、郵便書留等により履歴が残る方法を取ること。提出期限を過ぎた場合一切受け付けない。

8 企画提案書等の提出

この公募型プロポーザルに参加する者は、次の要領で企画提案書等を提出すること。ただし、提出期限までに企画提案書等の提出を行わない者は、参加申込書の提出あったとしても、審査対象から除外する。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第 4 号）

イ 企画提案書（本編 ※様式は自由）

ウ 見積書（様式第 5 号）及び見積内訳書（※様式は自由）

エ 業務実施体制（様式第 6 号）

オ 技術者等経歴書（様式第 7 号）

(2) 提出期限

平成 30 年 8 月 13 日（月）午後 5 時まで必着

(3) 提出部数

正本：1 部、副本 5 部

(4) 提出場所

主管課

(5) 提出方法

郵送のみの受け付けとし、持参は認めない。郵送の際は、郵便書留等により履歴が残る方法を取る。提出期限を過ぎた場合一切受け付けない。

9 審査及び選定方法

審査等については次のとおりとする。

(1) 選考方法

審査を行うため、「(仮称) 球磨村地球温暖化対策実行計画プロポーザル審査会 (以下「審査会」という。)」を設置する。なお、審査は非公開とし、一次審査、二次審査ともに、評価、採点に関する問い合わせや異議は一切受け付けない。

(2) 審査方法

企画提案書提出者が 5 者以上の場合は、企画提案書の内容に基づく書類審査を実施する。4 者以下の場合は、プレゼンテーションのみ実施する。

① 一次審査（書類審査）

- 企画提案書及びその他提出書類に基づく書類審査を実施する。
- 一次審査の結果は、電子メールにより速やかに通知する。
- 一次審査通過者には、二次審査（プレゼンテーション）を実施する。

② 二次審査（プレゼンテーション）

- 二次審査の実施場所及び実施時間は、一次審査の結果と併せて通知する。
- 企画提案書の説明及び質疑応答は、本業務の担当予定者が行うこととする。また、会議室に入室できるのは 3 名までとする。
- 企画提案書の説明は 20 分以内とし、その後、質疑応答を 10 分程度行う。
- プロジェクター及びスクリーンを村で用意するが、パソコン等の機器は持参すること。
- 審査の結果は、平成 30 年 8 月 21 日(火)午後 5 時までに電子メールで通知する。
- 二次審査に参加できない者は、審査対象から除外する。

(3) 選定方法

評価基準書により審査を行い、最も評価点の高いものを第一優先交渉権者とする。

① 選定にあたり、評価点が同点の物が 2 者以上あるときの対応

- 見積価格が異なる場合、見積価格が低い者を上位とする。

○見積価格が同じの場合、審査委員長の審査を基に上位者を決定する。

- ② 有効な企画提案者が1者のみのときは、平均評価点が70点以上であり、審査会が適正な提案と判断する場合は、第一優先交渉権者とする。

## 10 契約締結

契約内容及び契約金額は、第一優先交渉権者とさらに業務実施方針や手法等について協議・調整を行い、正式に決定したうえで随意契約により契約を締結する。なお、第一優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた者と交渉する場合がある。

## 11 失格事項

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に不備があると主管課が判断した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 第三者の著作権等の権利を侵害する提案があった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為及び提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合
- (6) その他、本要領に定める手続きを遵守しない場合

## 12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1社1案とする。
- (3) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (4) 書類提出後の提案等の修正または、変更は一切認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。ただし、提出書類は提出者に無断で他の業務等に使用しない。
- (6) 選定に関する異議は一切受け付けない。
- (7) 本事業の成果物等にかかる権利は、球磨村に帰属する。

## 13 担当部署（書類等提出先）

〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙 1730 番地

球磨村役場 企画振興課 企画広報係 担当：友尻

電子メールアドレス：[kikaku@kuma.kumamoto.jp](mailto:kikaku@kuma.kumamoto.jp)

TEL：0966-32-1114

FAX：0966-32-1230